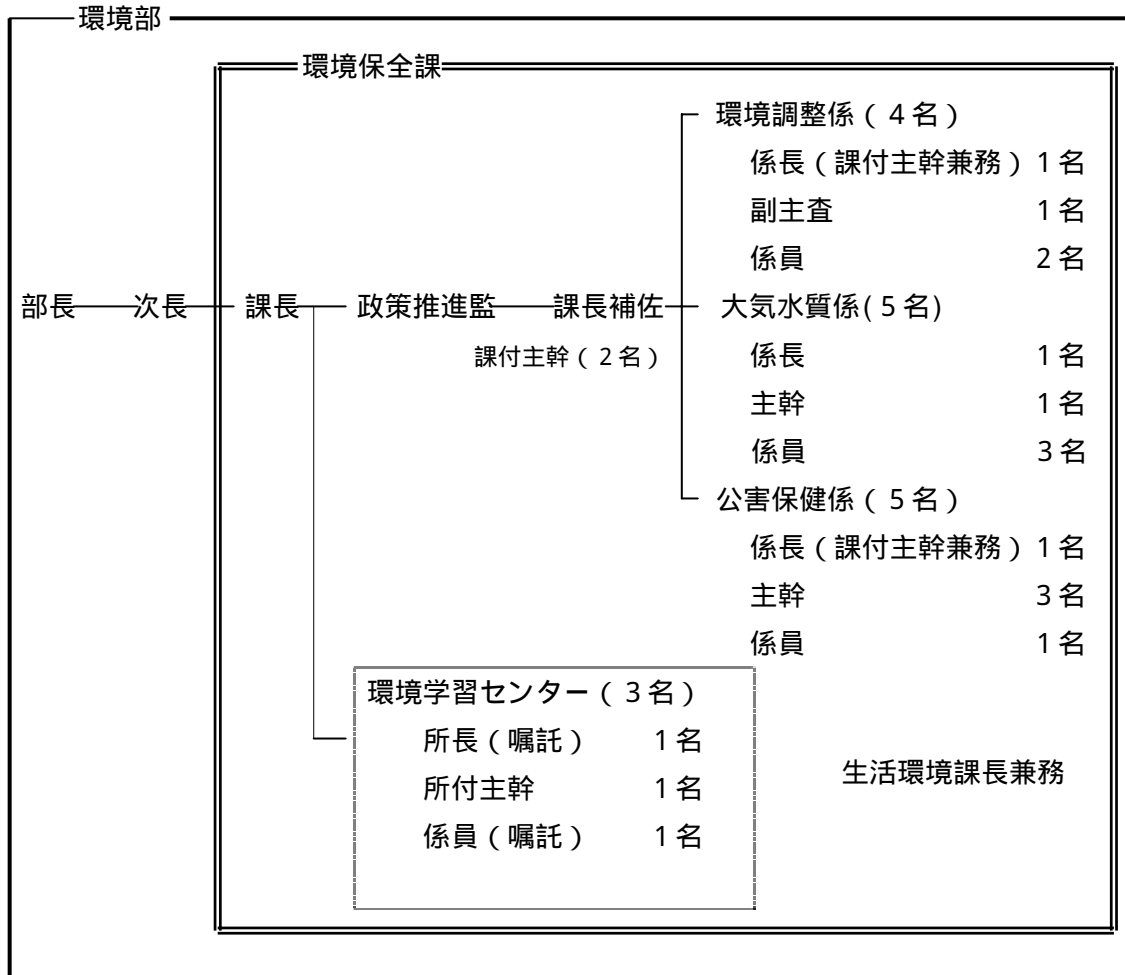


第8章 参考資料

第1節 環境行政組織・予算	133
1. 機構（平成15年10月1日現在）	133
2. 事務分掌	133
3. 予算	135
第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等	136
1. 四日市市環境基本条例	136
2. 四日市市環境保全審議会条例	140
3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例	143
4. 四日市市公害健康被害特別審査会規程	145
5. 四日市市公害診療報酬審査委員会規則	147
6. 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱	149
7. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例	152
8. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則	153
9. 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領	155
10. 四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱	157
11. 四日市市低公害車普及等助成金交付要綱	160
12. 四日市市鳥獣飼養関係手数料条例	164
13. 四日市市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	165
14. 四日市市環境学習センター条例	170
15. 四日市市環境学習センター条例施行規則	171
第3節 四日市市の主要工場一覧表	173
第4節 四日市市における環境の推移	174
1. 二酸化硫黄年平均濃度	174
2. 二酸化窒素年平均濃度	174
3. 光化学スモッグ発令状況	174
4. 公害苦情件数	175
5. 公害健康被害認定者数	175
6. 海域のCOD濃度年平均値	175
7. 河川のBOD濃度年平均値	175

第1節 環境行政組織・予算

1. 機構（平成15年10月1日現在）



2. 事務分掌

環境調整係

- (1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 環境計画及び公害防止計画に関すること。
- (3) 環境保全審議会に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (5) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。
- (6) 環境学習センターに関すること。
- (7) 国際環境技術移転研究センターとの連絡に関すること。
- (8) 部内の事務事業の調整に関すること。
- (9) 部及び課の庶務に関すること。

大気水質係

- (1) 公害防止協定に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。
- (3) 生活排水対策に係る連絡及び調整に関すること。

公害保健係

- (1) 公害健康被害者の補償給付に関すること。
- (2) 公害健康被害認定審査会に関すること。
- (3) 公害保健福祉事業に関すること。
- (4) 健康被害予防事業に関すること。
- (5) 公害健康被害者みたき保養所に関すること。
- (6) その他公害保健対策に関すること。

環境学習センター

- (1) 知識の普及及び意識の啓発に関すること。
- (2) 研修事業に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民、環境保全活動団体等の交流及び活動の支援に関すること。
- (5) 環境学習に関する調査研究に関すること。
- (6) その他環境学習の推進に関すること。

3. 予 算

(単位：千円)

科 目	年 度				
	11	12	13	14	15
保健衛生総務費	251,418	235,508	243,250	209,286	196,762
人件費	251,418	235,508	243,250	209,286	196,762
環境保全費	96,328	96,859	94,917	120,122	95,080
公害対策事業	59,658	58,155	62,669	77,465	61,704
環境保全事業	15,213	20,225	11,438	11,810	10,249
環境教育推進事業 (自然環境保全推進事業を含む)	9,374	9,265	9,604	13,870	11,193
国際環境協力推進事業	3,250	1,000	4,800	7,500	6,600
一般管理業務	8,833	8,214	6,406	9,477	5,334
公害健康被害補償費	1,094,932	1,009,720	982,118	929,005	865,240
公害健康被害補償給付関係経費	1,084,462	1,000,335	974,275	921,201	858,188
公害保健福祉事業	5,360	4,649	3,488	3,464	2,873
公害健康被害予防事業	805	600	587	580	536
環境保健健康診査事業	2,503	2,316	1,968	1,960	1,862
環境保健調査事業	1,802	1,820	1,800	1,800	1,781
公害対策関係予算額	1,442,678	1,342,087	1,320,285	1,258,413	1,157,082
一般会計総予算	90,900,000	93,280,000	95,760,000	94,580,000	90,990,000
一般会計に占める割合(%)	1.6%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%

第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等

1. 四日市市環境基本条例

(平成7年3月30日 四日市市条例第12号)

わたしたちのまち、四日市は、西に緑豊かな鈴鹿山脈、東に恵み豊かな伊勢湾という自然に生まれ、東海道の宿場町として、古くから栄えてきた。

また、我が国有数の工業都市として、我が国の発展に寄与してきたが、その過程で四日市公害という悲惨な経験をし、貴い教訓を得ている。

一方、わたしたちが生活の利便性や豊かさを追求するあまり、わたしたちのまちのみならず、地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちはすべて、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、こうした良好な環境を保全し将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

貴い教訓を礎として、すべての者の参加と協調により、人と自然が共生できるまちづくり、環境への負荷の少ないまちづくり及び地球的な視野に立った取組ができるまちづくりを推進することがわたしたちの使命である。

ここに、わたしたちは、この使命を深く自覚し、市民の総意として、本市の良好な環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関し、環境基本法(平成5年法律第91号)の精神にのっとり、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務並びに基本方針を明らかにするとともに、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、わたしたちの存在基盤であり、かつ有限である恵み豊かな自然環境を、現在及び将来の市民が享受できるよう、行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減並びに持続的発展が可能なまちづくりを目指して、行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全及び創造は、本市の優れた環境保全技術の活用など地球的視野に立った取組により、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、各種施策を進めるに当たり、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)をその基底として、良好な環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)を実施する責務を有する。

- 2 市は、環境施策の実施に当たっては、国、三重県及び近隣の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく環境施策を推進するものとする。

- (1) 産業公害の防止、自動車交通公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 水や緑に親しむことができる都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、だれもが利用しやすい施設の整備、歴史的文化的遺産の保全と活用等により、潤いと安らぎのある都市環境を創造すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全、貴重な野生生物の保護及び生態系の多様性の確保を図るとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の活用等により、地球環境の保全を図ること。
- (5) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

と。

(環境計画)

第8条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標、地域別目標、環境施策の方向及び環境配慮の指針

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(総合的調整)

第10条 市は、環境施策の実効的な推進をはかるため、次に掲げる事項について総合的な調整を行うものとする。

(1) 環境計画に関すること。

(2) 環境へ著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の実施に関すること。

(3) その他環境施策の総合的推進に関すること。

2 市は、前項に規定する総合的な調整を行うため、四日市市環境調整会議を置く。

(調査研究体制の整備等)

第11条 市は、科学的予見性に基づく環境施策の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の整備を図るとともに、他の研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

(指導等)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体(以下「民間団体」という。)に対し、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとする。

(教育、学習等の振興)

第14条 市は、事業者、市民又は民間団体が良好な環境の保全及び創造について理解を深め、責任ある行動がとれるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(国際環境協力)

第15条 市は、海外の地域の環境の保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第16条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行についての必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 四日市市環境保全審議会条例

(昭和63年3月31日 四日市市条例第15号)

(設置)

第1条 本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、四日市市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境計画に関すること。
- (2) 産業公害及び都市生活型公害の対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全対策に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関して、特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織等の代表
- (4) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 良好な環境の保全及び創造に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて、専門の知識を有する者のうちから、市長の委嘱により、専門員を置くことができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

(会議の招集)

第7条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を聞くことができない。

2 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 部会の議事は、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第10条 審議会の事務を円滑に処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(四日市市公害対策審議会条例の廃止)

2 四日市市公害対策審議会条例(昭和41年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

四日市市環境保全審議会委員幹事名簿

〔審議会委員〕

(順不同、敬称略)

	職 名	氏 名
市 議 会 議 員	四日市市議会議員	田 中 紘 美
	四日市市議会議員	野 呂 泰 治
	四日市市議会議員	日 置 敏 彦
	四日市市議会議員	村 上 悦 夫
学 識 経 験 者	弁護士	杉 浦 肇
	松阪大学短期大学部教授	杉 崎 清 子
	四日市大学総合政策学部教授	谷 岡 経津子
	四日市医師会長	中 嶋 寛
	三重大学名誉教授	水 野 孝 之
	資源植物研究所長 前名古屋市立保育短期大学学長	南 川 幸
	三重大学名誉教授	山 田 純
	三重大学名誉教授	吉 田 克 己
	三重県北勢県民局四日市保健福祉部長 (四日市保健所長)	和 田 文 明
住 民 等 自 治 組 織 代 表	四日市商工会議所代表 (四日市商工会議所 専務理事)	北 川 利 美
	三四地区労センター代表 (三四地区労センター 議長)	飯 田 実
	四日市市自治会連合会理事 (四郷地区連合自治会長)	田 畑 國 雄
市 職 員	四日市市助役	山 下 正 文

〔審議会幹事〕

市 職 員	四日市市長公室長	西 川 周 久
	四日市市民部長	奈 須 庄 平
	四日市市都市整備部長	塚 田 博
	四日市市環境部長	庭 田 勝 弘

(注) 会長 副会長

(H15.10.8.現在)

3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例

(昭和49年6月20日四日市市条例第27号)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)

第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠法規)

第2条 審査会の組織、運営その他必要な事項は、法第45条に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 審査会は、公害による健康被害者の疾病の認定及び障害の程度等法に規定する事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 審査会は、会長が召集する。

2 審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、法附則第1条本文の規定に基づく政令で定める日から施行する。

2. 前項の規定は、同項中「及び附則第3項」に係る部分を除き、本市が法第4条第3項に規定する政令で定める市となるまでは、効力を発しない。

3. 四日市市公害被害者認定審査会条例(昭和45年条例第1号)は廃止する。

附則(昭和62年12月24日条例第45号)

この条例は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

四日市市公害健康被害認定審査会委員名簿

(H15.4.1.現在)

三重大学医学部	教授	横山和仁
四日市医師会	会長	中嶋寛
〃	副会長	鳥井孝雄
〃	副会長	二宮俊之
〃	理事	藤原庸隆
〃	環境対策委員会委員	品川宏
〃	環境対策委員会委員	三原武彦
県立総合医療センター	診療部長	馬場優
〃	小児科医長	柴田丈夫
〃	呼吸器科医師	久瀬望
市立四日市病院	副院長	一宮恵
〃	小児科部長	坂京子
〃	呼吸器科部長	池田拓也
四日市市顧問弁護士		杉浦肇
弁護士		森田明美

(注) 会長 副会長

(順不同、敬称略)

4. 四日市市公害健康被害特別審査会規程

(設置)

第1条 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害特別審査会(以下「特別審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠規定)

第2条 特別審査会の組織、運営、その他必要な事項は、要領に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(所掌事項)

第3条 特別審査会は、公害健康被害の補償等に関する法律に定める公害健康被害認定審査会の所掌事項に準ずる事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。ただし、認定に関する事項を除く。

2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

第4条 特別審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学、その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 特別審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 特別審査会は、会長が召集する。

2 特別審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、特別審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1. この規程は、公布の日から施行する。

2. 最初に任命される特別審査会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず昭和53年8月31日限りとする。

附則

この規定は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害健康被害特別審査会委員名簿

(H15.4.1.現在)

三重大学医学部	教授	横山和仁
四日市医師会	会長	中嶋寛
〃	副会長	鳥井孝雄
〃	副会長	二宮俊之
〃	理事	藤原庸隆
〃	環境対策委員会委員	品川宏
〃	環境対策委員会委員	三原武彦
県立総合医療センター	診療部長	馬場優
〃	小児科医長	柴田丈夫
〃	呼吸器科医師	久瀬望
市立四日市病院	副院長	一宮恵
〃	小児科部長	坂京子
〃	呼吸器科部長	池田拓也
四日市市顧問弁護士		杉浦肇
弁護士		森田明美

(注) 会長 副会長

(順不同、敬称略)

5. 四日市市公害診療報酬審査委員会規則

(昭和49年10月1日、四日市市規則第27条)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定による療養の給付にかかる診療報酬請求書の審査を行うため、四日市市公害診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、市長が委嘱する審査委員6名以内をもって組織する。

2 審査委員会に委員長1人を置き、審査委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した審査委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 審査委員の任期は、2年とする。ただし、審査委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、毎月1回以上委員長が招集する。

(議事)

第5条 審査委員会は、委員定数の2分の1以上の出席がなければ審査を行うことができない。

(業務)

第6条 審査委員会は、第1条の目的を達成するため、法第20条の規定による公害医療機関から市長に対して提出された公害健康被害補償診療報酬請求書の審査を行う。

2 審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の15日までに審査しなければならない。

3 審査委員会は、前項の審査をするときは、法第22条及び第23条の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査する。

(秘密を守る義務)

第7条 審査委員又は審査委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和63年2月29日規則第2号)

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害診療報酬審査委員会委員名簿

(H15.4.1.現在)

四日市医師会	会長	中嶋寛
"	副会長	鳥井孝雄
"	副会長	二宮俊之
"	理事	藤原庸隆
県立総合医療センター	診療部長	馬場優
市立四日市病院	副院長	一宮恵

(注) 委員長

(順不同、敬称略)

6. 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)による公害保健福祉事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業(以下「公害保健福祉事業等」という。)の推進を図るため、四日市市公害健康被害者等療養運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公害保健福祉事業等の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内を持って組織する。

2 委員は、医学その他公害保健福祉事業等の運営に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 公害保健福祉事業等に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

第8条 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長及び部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長及び部会長が、必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くこ

とができる。

(幹事)

第 10 条 委員会に幹事若干人を置き、関係機関の職員又は市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

3 幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会の庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聞いて、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和 50 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

四日市市公害健康被害者等療養運営委員会委員幹事名簿

(H15.4.1.現在)

委 員	三重大学医学部	教授	横山和仁
	四日市医師会	会長	中嶋寛
	四日市医師会	副会長	鳥井孝雄
	四日市医師会	副会長	二宮俊之
	四日市医師会	理事	藤原庸隆
	四日市医師会	理事	児玉武伊知
	四日市医師会	理事	竹尾雅之
	四日市医師会	環境対策委員会委員	品川宏
	四日市医師会	環境対策委員会委員	三原武彦
	四日市医師会	環境対策委員会委員	山中珠美
	四日市医師会	環境対策委員会委員	中村種治
	県立総合医療センター	診療部長	馬場優
	県立総合医療センター	呼吸器科医師	久瀬望
	市立四日市病院	小児科部長	坂京子
	市立四日市病院	呼吸器科部長	池田拓也
三重県北勢県民局	四日市保健福祉部長 (四日市保健所長)	和田文明	
幹事	四日市市環境部長	庭田勝弘	

(注) 委員長 副委員長

(順不同、敬称略)

7. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例

(昭和54年3月26日、四日市市条例第13号)

(設置)

第1条 本市は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第1項の認定を受けた者(以下「被認定者」という。)の健康回復促進と福祉の増進を図るため保養所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 四日市市立公害健康被害者みたき保養所

位置 四日市市久保田二丁目5番23号

(使用者の範囲)

第3条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所(以下「保養所」という。)を使用することができる者は、被認定者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その他の者の使用を妨げないものとする。

(使用の許可)

第4条 保養所を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。ただし、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しない。

(使用許可の取消等)

第5条 市長は、次の名号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることかあっても市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) その他市長が管理上特に必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第6条 使用者は、保養所の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める

附 則 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月24日条例第44号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

8. 四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和 54 年 3 月 30 日、四日市規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市立公害健康被害者みたき保養所の設置及び管理に関する条例(昭和 54 年条例第 13 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市立公害健康被害者みたき保養所(以下「保養所」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、市長が認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 保養所の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める休日
- (3) 1 月 2 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

(使用許可の申請)

第 4 条 保養所を使用しようとする者は、使用日の前日までに使用許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、使用日の 1 月前までは受理しない。

(使用の許可)

第 5 条 市長は、保養所の使用を許可しようとするときは、使用許可書(様式第 2 号。以下「許可書」という。)を交付してこれを行う。

(許可書の提示)

第 6 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用当日に前条により交付を受けた許可書を係員に提示し、使用についての指示を受けなければならない。

(遵守事項)

第 7 条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の名号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けた室又は設備器具等以外のものを使用しないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、保養所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 5 年 9 月 29 日規則第 38 号）

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

9. 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領

1. 特別救済措置の対象者は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）に基づき認定された者であって、次の名号の一に該当する者とする。
 - (1) 原告患者 津地方裁判所四日市支部昭和 42 年（ワ）第 138 号損害賠償請求事件の原告
 - (2) 自主交渉患者 昭和 47 年 11 月 30 日付をもって、昭和四日市石油株式会社、三菱油化株式会社、三菱化成株式会社、三菱モンサント化成株式会社、中部電力株式会社及び石原産業株式会社と四日市公害訴訟弁護団団長北村利弥を代理人として締結した協定書添付別表（1）乃至（140）記載の者
2. 前項の対象者に対して法第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号に規定する補償給付の額に相当する金員を支給する。
3. 市長は、別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞いて対象者の障害の程度及び対象者の障害又は死亡について他の原因があると認められる場合の他原因の参酌の程度を決定する。
4. 市長は、対象者の障害の程度について少なくとも 1 年に 1 回公害健康被害特別審査会の意見を聞いて障害の程度の見直しを行う。
5. 市長は、対象者が正当な理由なく第 3 項又は前項による審査を受けなかったときは、その者に対する第 2 項の支給を停止することができる。
6. 対象者は、障害の程度が増進したことを理由として、第 2 項に基づく支給額の改定を市長に請求することができる。
7. 対象者に対して同一の事由について損害が填補されたときは、第 2 項の支給を行わない。
8. 第 3 項又は第 4 項に基づく決定に不服がある者は、市長に対し異議を申立てることができる。
9. 第 2 項に基づく金員の支給について、この要領に特別の定めがない場合は法の例による。

附則

1. この要領は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 項に基づく金員の支給の始期及び最初の月分の支給額については、別添「特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法」の定めるところによる。
3. 法施行以後、本要領の施行前に前項に基づく支給の始期が到来していた者については、本要領が施行されていたならば支給すべきであった金員を昭和 54 年 3 月 31 日までの間に支払う。
4. この要領施行のためにする公害健康被害特別審査会の設置及び第 3 項の規定に基づく障害の程度の決定等の準備行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則

この要領は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

別添：特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法

1. 控除対象額

- (1) 原告患者 判決額から弁護士費用を控除した額とする。
- (2) 自主交渉患者 協定額（但し、解決一時金は含まない。）

2. 控除額

(1) 認定年月より昭和49年8月迄の期間

別表「標準給付基礎月額表」による性別、年齢階層別、診察実日数別障害補償費相当額及び児童補償手当相当額とする。

(2) 昭和49年9月以降の期間

市長が別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞き、障害の程度等を決定し、法が適用されたとしたならば当該障害の程度等に応じて支給される金額に相当する額とする。

3. 特別救済措置に係る支給の始期及び当該月における支給額

支給の始期は、該当者のそれぞれの月の控除額の総計が控除対象額をこえるに至った月とし、当該月における支給額はそのこえた額とする。

10. 四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小企業団体の工場又は事業所から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等(以下「公害」という。)を除去する施設の設置、改善並びに移転に要する資金を融資することを目的とする。

(融資資金)

第2条 (削除)

(融資資金の預託及び融資目標)

第3条 市は第1条の目的を達成するため、本制度の運用資金として毎年予算の範囲内で定める額を市の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に預託するものとし、その預託利率は指定金融機関の定める普通預金利率とする。

2 指定金融機関は預託を受けた資金の9倍以上を目標額として三重県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証を付して融資するものとする。

(融資の対象)

第4条 融資の対象は次の各号に該当するものとする。

(1) 市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定めるものをいう。)又は中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に定めるものをいう。)で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの

(2) 協会の保証対象事業に該当するもので貸付金の返済が確実であると認められるもの

(3) 市税を完納しているもの

(4) 前各号に該当するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(資金の用途)

第5条 資金の用途は次の各号に該当するものに限るものとする。

(1) 第1条に規定する公害を除去し、又は防止するために必要な設備の購入、設置、改造

(2) 公害発生施設の移転若しくは取り除き又は作業場の移転

(融資の条件)

第6条 融資の条件は次の各号により行うものとする。

(1) 融資制度 1企業につき設備資金2,000万円以内、
移転資金5,000万円以内

ただし、保証付きは3,000万円を限度とする。

(2) 貸付利率 年率とし、長期プライムレートから1.5パーセントを減じた率。
ただし、長期プライムレートが2.7パーセントを下回るときは、
長期プライムレートを2.7パーセントとみなす。

(3) 貸付期間及び返済方法

設備資金 5年以内、据置期間6箇月含む。

移転資金 7年以内、据置期間1年含む。

月賦返済とする。

(4) 保証利率 年0.7パーセント以内

(5) 担保 原則として徴求する。

(6) 保証人 連帯保証人2名以上を要する。

(融資手続き)

第7条 この要綱による融資を受けようとするもの(以下「借受者」という。)は所定の申込書に必要書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は前項の申込書を受理したときは、速やかに調査を行い、この制度によることが適当と認めた場合は協会に信用保証あっせん書を提出するものとする。

3 協会は前項のあっせん書を受理したときは、速やかに信用保証の決定を行うものとする。この場合において協会は市長のあっせん事項について疑義のあるものについては市長と協議のうえ保証の拒否又は保証条件を変更することができるものとする。

4 協会は前項の規定により信用保証を行うものについて指定金融機関に対し融資のあっせんを行うとともにその旨を市長に報告するものとする。

5 指定金融機関は協会より融資のあっせんを受けたときは、所定の手続を経た後速やかに貸付を実行するものとする。ただし、特別の事由のある者については市長並びに協会と協議のうえ融資の拒否又は融資条件を変更することができるものとする。

(融資決定の取消し等)

第8条 次の各号の1に該当する場合は貸付の決定を取消し、又はすでに貸付を行ったものについてはその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 融資決定の通知を受けた借受者が着工予定日又は融資決定の日から3箇月以内に設備の改善に着手しないとき。

(2) 借受者が融資条件のとおり設備の改善を実施しなかったとき。

(届出の義務)

第9条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。

(利子補給)

第10条 市長は、融資の決定を受けた借受者に対し、利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利子補給金の対象限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 利子補給金の対象限度額 設備資金については1,000万円を、移転資金については3,000万円を最高限度額とする。

(2) 利子補給率 第6条第2号の貸付利率の2分の1以内

3 利子補給金の請求等に関する一切の手続は、借受者の依頼を受けて指定金融機関が代行するものとする。

(利子補給金の額)

第 11 条 前条第 1 項の規定により交付する利子補給金の交付額は、前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの期間における融資残高に対し、第 10 条第 2 項の利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の申請)

第 12 条 第 10 条の利子補給金の交付について借受者の依頼を受けた指定金融機関は次に掲げる書類を作成し前条に規定する各期の末日において市長に提出するものとする。

- (1) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金交付申請書
- (2) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金計算明細書

(利子補給金の交付決定)

第 13 条 市長は前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかにその可否を審査のうえ指定金融機関を経て借受者に対し利子補給金の交付決定を行うものとする。

(利子補給金の請求)

第 14 条 指定金融機関は前条の交付決定に基づき「四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金請求書」を市長に提出するものとする。

(利子補給金の支払)

第 15 条 市長は前条により指定金融機関から利子補給金交付請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給金の取消し等)

第 16 条 市長は借受者が第 8 条の取消し等の命を受けた場合は利子補給金の全部又は一部を交付しないものとする。

(報告の徴収等)

第 17 条 指定金融機関は市長が指定金融機関の行った融資に関し報告を求めたとき、又は職員をして当該融資若しくは利子補給に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合はこれに協力しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱の施行につき必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(この間の改正附則省略)

附則 (平成 14 年 3 月 29 日告示第 118 号)

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

11. 四日市市低公害車普及等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市が、低公害車の普及等を促進するために予算の範囲内で行う助成制度の運営について必要な事項を定め、もって自動車交通公害の低減に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本助成を受けることができるものは、四日市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる民間事業者等(以下「事業者等」という。)とする。ただし、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第52条に規定する汚染負荷量賦課金の納付義務者である事業者等は除く。

(助成対象事業)

第3条 この要綱において助成の対象となる事業は、次の名号に掲げる事業とする。

(1) 低公害車導入事業

事業者等が低公害車を購入する事業

(2) 最新規制適合車等代替事業

事業者等が排出ガスのより少ない最新規制適合車等を代替のために購入する事業

2 前項に掲げる事業の内容等については、市長が別に定める。

(助成金の申込み)

第4条 本助成を受けようとする事業者等は、四日市市に所定の書類を添えて、四日市市低公害車普及等助成金交付申込書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 四日市市は、毎年、別途期間を定めて前項の申込みを受け付けるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表の第1欄に定める助成対象事業ごとに、事業費(寄附金その他の収入がある場合はそれらを除外した額)と第2欄に定める基準額を比較して、いずれか少ない額(ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。

(助成金の決定)

第6条 四日市市は、第4条による申込書の提出があった場合においては、当該申込みに係る書類の審査及び必要に応じ調査等(現地調査、ヒアリング、参考となる書類の提出等。以下同じ。)を行い、助成金の交付の決定を行うとともに、事業者等に本要綱の目的を達成するため必要な条件を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

なお、助成金を交付できないときは、事業者等に理由を付して、四日市市低公害車普及等助成金交付却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 前条の助成金の交付の決定を受けた事業者等は、決定後において、事情により申

込みの内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、四日市市に四日市市低公害車普及等事業に係る変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を遅滞なく提出し、承認を得なければならない。

（助成金の目的外使用禁止及び経理区分）

第8条 本助成を受けた事業者等は、助成金を助成対象事業の目的以外に使用してはならない。

2 本助成を受けた事業者等は、助成対象事業に係る経理について、関係書類を事業の完了後5年間保管しなければならない。

（事業の進捗中における報告等）

第9条 四日市市は、必要があるときは、本助成を受けようとする事業者等に対し、随時報告を徴し、又は指導及び調査等を行うことができるものとする。

（完了報告及び助成金の請求）

第10条 本助成を受けようとする事業者等は、助成対象事業の完了後10日以内に、必要な書類を添え、四日市市低公害車普及等助成金に係る事業完了報告書（第5号様式）及び四日市市低公害車普及等助成金請求書（第6号様式）を四日市市に提出しなければならない。

（助成金の額の確定及び支払）

第11条 四日市市は、前条の報告を受けた場合、報告に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、支払うものとする。

（助成金の交付の決定の取消し）

第12条 四日市市は、本助成金の交付の決定を受けた事業者等か次の名号の一に該当する場合、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他の不正の手段により、助成金の交付の決定を受けた場合
- (2) 助成金を他の用途へ使用した場合
- (3) 第9条に定める報告等及び第16条に定める監査について、特別の理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (4) 第7条による事業の中止、又は廃止に係る書類の提出があった場合
- (5) 助成金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- (6) その他この要綱に違反したと認められる場合

（助成金の返還）

第13条 四日市市は、前条により助成金の交付の決定を取り消したときに、既に助成金が支払われている場合は、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第14条 本助成を受けた事業者等が、前条により返還を求められたときは、その請求に係る助成金を受領した日から四日市市に納付した日までの日数に応じて、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を四日市市に納めなければならない。

2 本助成を受けた事業者等は、返還を求められた助成金を納付期日までに納めな

かったときは、納付期日の翌日から完納の日の前日までの日数に応じて、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を四日市市に納めなければならない。

- 3 四日市市は前 2 項において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することかできるものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第 15 条 本助成を受けた事業者等は、本助成により取得した財産については、四日市市が別に定める期間は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を行わなければならない。

- 2 本助成を受けた事業者等は、前項の財産を四日市市の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃車してはならない。

- 3 本助成を受けた事業者等は、前項の承認を受ける場合には、あらかじめ四日市市に理由及び内容を記載した四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(第 7 号様式)を提出しなければならない。

- 4 四日市市は、前 3 項までの場合において必要があると認めるときは、その管理及び運営の状況を調査することができるものとする。

- 5 本助成を受けた事業者等が、助成金に係る低公害車の処分により収入があったときは、四日市市低公害車普及等事業により取得した財産の処分に関する決定通知書(第 8 号様式)により四日市市の承認を受けた場合を除き、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を四日市市に返還しなければならない。

(監査)

第 16 条 四日市市は、第 6 条による助成の決定後、必要があると認めるときは、本事業の成果等に関し、監査ができるものとする。

- 2 四日市市は、前項の監査を行うときは、あらかじめ、本助成を受けた事業者等に期日その他必要な事項を通知するものとする。

- 3 四日市市は、第 1 項による監査の結果、著しく不相当と認めるときは、本助成を受けた事業者等に対し、所要の措置を取るべきことを命ずることができるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後になされた交付申請に基づき交付するものから適用し、同日前に交付申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

別表

助成対象事業名	助成基準額
1 低公害車導入事業 次の車両の購入 （1）電動軽自動車 （2）電動スクーター	次により算出した額の合計額 1,236,000円×購入台数 148,000円×購入台数
2 最新規制適合車等代替事業	最新規制に適合する車両等の購入 費の100分の1に相当する額

12. 四日市市鳥獣飼養関係手数料条例

(平成 12 年 3 月 29 日 条例第 16 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき本市が徴収する鳥獣飼養関係事務手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第 2 条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正 7 年法律第 32 号)に規定する鳥獣飼養に関する事務の手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥獣飼養許可証交付手数料 1 件につき 3,400 円
- (2) 鳥獣飼養許可証再交付手数料 1 件につき 3,400 円

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

13. 四日市市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する太陽光発電システム設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、基本的な事項について定める。

(補助の対象)

第2条 市は、財団法人新エネルギー財団(以下「財団」という。)の住宅用太陽光発電導入基盤整備事業補助金交付規程(以下「財団規程」という。)に基づき、地方公共団体協力応募用の補助を受けて市内の住宅に太陽光発電システム(以下「システム」という。)を設置し、かつ、次の要件に該当する者に対し、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅にシステムを設置しようとする者(第1号申請者)

(2) 市内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせてシステムを設置しようとする者(第1号申請者)

(3) 市内においてシステムを設置した新築住宅を購入しようとする者(第2号申請者)

2 前項の規定にかかわらず、システム設置工事に着工した日(新築住宅建設工事の場合は、建築工事に着工した日)又は住宅売買契約をした日が、第6条第1項に規定する補助対象者(以下「補助対象者」という。)の確定の日より前である場合は、補助金の交付対象としない。

3 補助の対象となる経費の範囲は、システムの設置又は購入に要する費用であって、別表第1に掲げる項目の購入等にかかる費用とする。

(対象システム)

第3条 システムとは次の各号の要件に適合したものをいう。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ、太陽電池出力が10kW未満のシステムであるもの

(2) 財団が定める技術仕様書の要件に適合するもの

(3) 未使用品であること。

(4) 電力会社と電灯契約を締結していること。

(補助金の額)

第4条 補助金は、40,000円に太陽電池の最大出力の値(単位はkWとし、小数点以下2桁未満を四捨五入する。ただし、最大出力4kWを超えるシステムにあっては、最大出力の値を4kWとする。)を乗じた額(千円未満切捨)とする。ただし、補助対象者を確定後、最終の補助対象者の補助金は、予算を超えない範囲内を限度額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書(第1号申請者にあつては第1号様式。第2号申請者にあつては第2号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 現況写真
- (2) システム設置家屋の付近の見取図
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 申請受付期間は、別に定める。

3 交付申請書の提出は、書留郵便又は持参による。

(補助対象者の確定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付申請の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、必要があるときは現地調査等を行い、補助対象者を確定するものとする。なお、前条第2項の申請受付期間内の申請総額が予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を確定するものとする。また、申請受付期間を終了してなお予算に残が生じた場合は、追加募集することとする。

2 抽選により補助対象者を確定する場合の抽選は公開抽選とし、日時については別に定める。

3 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付に関し条件を付すことができる。

4 市長は、補助対象者を確定したときは、補助対象者確定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しない旨の確定をしたときは、補助金不交付通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の補助対象者確定通知後、補助内容に変更があつたときは、補助対象者確定内容変更通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(工事着工届等の提出)

第7条 前条第1項の規定による補助対象者の確定を受けた者は、次に掲げる申請書を添付して、補助対象者確定通知書に記載された通知の日から起算して60日以内に、第1号申請者にあつては工事着工届(第6号様式)を、第2号申請者にあつては契約届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 機器売買契約書(第1号申請者)又は家屋の売買契約書(第2号申請者)

(2) 工事に関する請負契約書(第1号申請者のみ)

2 補助対象者の確定を受けた者が、前項の工事着工届又は契約届を定められた期限内に市長に提出しなかったときは、補助対象者の確定を取り消すこととする。

3 工事着工届等の提出は、書留郵便又は持参による。

(設置完了届等の提出)

第8条 補助対象者の確定を受けた者は、別表第2に掲げる日から起算して30日以内又は毎年2月28日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添付して、設置完了届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) システムの設置費に関する領収書の写し

- (2) システムの設置状況を示す写真
 - (3) 電力会社との電力需給契約書の写し
 - (4) 家屋の登記簿謄本
 - (5) 印鑑登録証明書(設置完了届出日前3箇月以内に取得したもの)
- 2 設置完了届等の提出は、直接持参とする。
- (計画変更の届出)
- 第9条 補助対象者の確定を受けた者が、交付申請書に記載した次に掲げる事項を変更するときは、速やかに計画変更届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。
ただし、計画変更により補助金交付額を増額することはできない。
- (1) システムの設置場所又はシステム付き住宅購入場所
 - (2) 太陽電池の最大出力
 - (3) 補助金交付予定金額
 - (4) 設置等完了予定日
 - (5) 補助申請者が死亡したため、補助申請者の変更を行う場合
- (中止の届出)
- 第10条 補助対象者の確定を受けた者が、やむを得ない理由によりシステムの設置を中止しようとするときは、計画中止届(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- (財団の補助予定枠の付与)
- 第11条 市長は、設置完了届を受理したときは、速やかにその内容を審査し、必要があるときは現地調査等を行い、財団の補助金対象予定枠(以下「予定枠」という。)を補助対象者の確定を受けた者に付与し、太陽光発電システム補助金予定枠付与証明書(第11号様式)により、その旨通知するものとする。
- (補助金の額の確定)
- 第12条 市長は、前条の規定により予定枠を付与するとともに、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第12号様式)により、補助対象者の確定を受けた者にその旨を通知するものとする。
- (補助金の交付)
- 第13条 補助金は、前条の規定により補助金の額の確定を受けた者からの請求に基づき交付するものとする。
- 2 前項の規定による請求は、補助金交付請求書(第13号様式)に財団へ提出する補助金交付申請書(兼設置完了報告書)の写しを添付し、市長に提出するものとする。
- 3 補助金交付請求書の提出は、郵送又は直接持参とする。
- (財団への申請)
- 第14条 補助金交付申請書(兼設置完了報告書)の財団への提出は、申請者又はその代理人が直接行うこととする。
- (管理)
- 第15条 補助金の交付を受けた者は、システムをその法定耐用年数(15年)の期間、適

正に管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。
なお、天災等その者の責めに帰することのできない理由により、システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、システムの法定耐用年数(15年)の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第 14 号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象者の確定の取消し及び補助金の返還)

第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 条第 1 項の規定による補助対象者の確定を取り消すことができる。

(1) 補助対象者の確定を受けた者が本要綱に違反した場合

(2) 補助対象者の確定を受けた者が補助金をシステムの設置以外の用途に使用した場合

(3) 補助対象者の確定を受けた者が設置完了届を提出する時点において、システムが設置された住宅を自ら所有していない場合又は当該住宅に居住していない場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、補助対象者の確定を受けた者が当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が前条の規定により承認を受けて、システムを処分したときは、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(報告)

第 18 条 交付決定を受けた者が、財団との関係において財団規程に基づく報告停止の承認及び処分の承認を受けようとするとき並びに交付決定の取消しを受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(協力)

第 19 条 市長は、補助金を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 使用状況調査報告書(第 15 号様式)の提出

(2) その他市長が協力依頼する事項

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

第 8 条第 2 項に規定する 3 月 31 日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その前日又は前々日の金曜日とする。

この要綱は、平成 14 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 3 項関係）

太陽電池モジュール
架台
接続箱
直流側開閉器
インバータ
保護装置
発生電力量計
余剰電力販売用電力量計
配線・配線器具の購入・据付
工事に関する費用

別表第 2（第 8 条関係）

第 1 号申請者	システム設置工事を完了し、電力需給契約を締結して、かつ、支払を終了した日（システムの設置及び竣工検査を終了し、電力需給契約を締結して、システムの設置に関する支払を終了した日）又は新築工事及びシステムの設置工事を完了し、電力需給契約を締結して、かつ、支払を終了した日（住宅の竣工検査を終了し、電力需給契約を締結して、住宅に関する支払を終了した日）
第 2 号申請者	システムが設置された新築住宅の売買契約をし、電力需給契約を締結して、かつ、支払を終了した日

14．四日市市環境学習センター条例

(平成 8 年 3 月 26 日 四日市市条例第 11 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市環境学習センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、市民が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した行動がとれるよう学習の振興を図り、もって本市の良好な環境の保全と創造に資するため、四日市市本町 9 番 8 号本町プラザ内に四日市市環境学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業)

第 3 条 センターは、前条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 知識の普及及び意識の啓発に関すること。
- (2) 研修事業に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民、環境保全活動団体等の交流及び活動の支援に関すること。
- (5) 環境学習に関する調査研究に関すること。
- (6) その他環境学習の推進に関すること。

(入場の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められた者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
- (3) その他センターの管理上支障があると認められた者

(損害賠償)

第 5 条 使用者は、センターの施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

15. 四日市市環境学習センター条例施行規則

(平成8年7月16日 四日市市規則第32号)

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市環境学習センター条例(平成8年四日市市条例第11号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市環境学習センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用者の資格)

第4条 図書及びビデオテープ(以下「図書等」という。)をセンター外で利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) その他特に市長が認めた者

(利用手続)

第5条 図書等をセンター外で利用しようとする者は、個人貸出申込書(様式第1号)によって登録を行い、別に定める貸出券の交付を受けなければならない。

2 貸出券は、利用しようとする者の氏名及び住所の確認できる者に交付する。

(利用数及び期間)

第6条 センター外で利用できる図書等は、1回の利用期間につき図書は3冊以内、ビデオテープは2本以内とする。

2 図書等の利用期間は、貸出を受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。

(センター外利用を禁止する図書等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する図書等は、センター外で利用することができない。

- (1) 貸出禁止を表示した図書等
- (2) その他市長が指定する図書等

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者及びセンターを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていないセンター施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに壁、扉等に張り紙をし、くぎ類を打つなどセンター施設その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。